

逗子市営住宅条例施行規則の一部改正について

(市営沼間南台住宅駐車場外部貸出料金制定の概要について)

1. 意見を募集する趣旨

現在、市営沼間南台住宅の駐車場に空き区画が多くなり、空き区画の有効活用を図るため、市営住宅入居者以外への駐車場の貸出を行います。

そのため、現行の施行規則では、入居者以外へ貸出を行う際の使用料について規定がないため、使用料の制定を行う必要が生じました。

2. 施行規則改正概要

貸出の金額については、近傍同種の使用料を限度として決めること（逗子市営住宅条例第 57 条第 1 項）となっているため、近隣の使用料（※ 1）を調べ、その平均額を近傍同種の使用料としました。

また、近傍同種の使用料を限度としているため、近傍同種の使用料未満の金額となるように 1,000 円未満の端数については、切り捨てた額としました。

なお、今後の外部貸出使用料の改定については、3 年に一回程度とし、近傍同種の使用料を調べたうえ、変更がある際は、規則改正を行います。

※ 1 近傍同種の使用料については、神奈川県を参考にして、近隣の 5 箇所以上の平均額としました。また、範囲については、市営沼間南台住宅駐車場を中心に半径 250m 以内としました。

3. 使用料

外部貸出使用料 12,000 円

平成 29 年 12 月に市営沼間南台住宅近隣駐車場 6 箇所の額を調べたところ、近傍同種金額 12,600 円となったため、1,000 円未満の端数を切り捨て、12,000 円としました。

4. 外部貸出のスケジュール

平成 30 年 2 月 7 日	説明会
平成 30 年 2 月 14 日 ～ 3 月 15 日	パブリックコメント
平成 30 年 4 月 1 日	広報周知及び受付開始
平成 30 年 4 月 1 日 ～ 4 月 30 日	外部貸出に伴う整備工事 (ライン、徐行看板、カーブミラーの設置等)
平成 30 年 5 月 1 日	外部貸出開始予定

5. 条例抜粋（改正前）

逗子市営住宅条例

（使用料）

第 57 条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

逗子市営住宅条例施行規則

（駐車場の使用料）

第 31 条 駐車場の使用料は、別表第2に定めるとおりとする。

別表第2(第 31 条関係)

駐車場名	使用料(月額)
沼間南台住宅駐車場	10,000 円
池子住宅駐車場	10,000 円